

【資料 1】

佐倉の景観 周知・啓発について

【① 景観まちづくり表彰により、景観資源や活動を周知】

- 市の魅力的な景観を創出している建物や活動などを表彰しPR、市民や活動団体の景観への関心を高め、広く景観資源などの周知を図る。
- 景観審議会委員は、応募を推薦する物件がある場合、市に情報を提供し、市から関係者に応募を打診する。

【② 写真の公募公表により、まちなみなど伝えたい風景を発信】

- 表彰対象が不特定な風景などの景観は、写真（わたしが見つけた 佐倉の景観）を公募し公表していくことで、佐倉の景観をPRし、景観形成への市民の理解と気運を高める。…【資料 2】

※佐倉市のPR用インスタなどにも活用。

【③ 開催の周期】

- ①の表彰と②の写真は隔年ごとの開催とする。委員の任期に併せて初年度に写真の公募公表、次年度に表彰を実施していく。これにより、各事業への応募の増加を図ると共に、各事業の継続性を高める。

<例>

R元	R2	R3	R4	R5	R6	…
任期切替		任期切替		任期切替		…
写真	表彰	写真	表彰	写真	表彰	…

【その他】景観計画の周知・啓発に向けて

- 景観に関する講座（市民カレッジと協働開催など…）
- 広報番組によるPRなど景観計画への周知・啓発を随時行う。
- 市のインスタから景観の良い写真を景観啓発用にも利用。